

(2) 報告事項

- ア 前回（5月1日開催）の調査特別委員会の概要
について
- イ 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会
第3回会議の協議内容等について
- ウ 都市内分権に関する小委員会 第4回会議の協議
内容について

平成29年 5 月 26 日

目 次

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会概要	1
議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 出席意報告書	5
都市内分権に関する小委員会 出席報告書	8

ア 前回（5月1日開催）の調査特別委員会の概要について

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会 概要

平成29年 5 月 26日

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

日 時 平成29年 5 月 1 日（月） 9時59分から11時12分まで

場 所 第1委員会室

概 要

1 議 題

(1) 報告事項

ア 前回（4月11日開催）の調査特別委員会の概要について

○書記から、資料に基づき調査特別委員会概要について説明をした。

イ 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 第2回会議の協議内容等について

○小委員会委員（井原委員、加藤委員、大村副委員長、今村委員長）から資料に基づき報告を行った。

○任意協議会への報告に伴う議会議員の定数及び在任等に関する小委員会の方向性について、任意協議会第6回会議の後、大学教授及び自治会長に対し示した旨、今村委員長から報告があった。

- ・合併後の市の議会の条例定数は、28名とする。
- ・合併後の市の議員報酬は、合併時において小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める水準とする。
- ・定数及び在任の特例の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）第8条第1項に規定する定数特例を適用する。

この場合、合併時に現在の南足柄市の区域を選挙区として定数6人の増員選挙が執行され、当該選挙により合併後の市の議員となった者の任期は、合併時における小田原市の議会議員の残任期間となる。

- ・定数特例を適用する場合に、合併後最初に行われる一般選挙においても、再度定数特例を適用することができるとする特例法第8条第4項の規定については、これを適用しない。

-
- ・議会部会の協議案件である政務活動費については、小委員会の所掌事務ではないが、議会部会としての方向性（支給額）を示すため、5月12日に開催予定の当該小委員会で方向性について意見交換する旨を報告した。

ウ 都市内分権に関する小委員会 第2回会議及び第3回会議の協議内容について

○出席された井原委員から報告を行った。

- ・第2回会議及び第3回会議の概要報告と、任意協議会への報告に伴う都市内分権に関する小委員会の概ねの考え方として、編入される南足柄市域において合併特例法に基づく「地域審議会」を設置することが適当であることです承された旨、報告があった。

エ 任意協議会 第6回会議の協議内容について

○資料に基づき各委員からの発言、及び傍聴された委員から発言があった。

<主な意見、感想等>

- ・慣行の取扱いについての議題の中で、合併後の市において新たに制定するという考えに齟齬があることから、再度伺いたいと考えている。
- ・補助金、交付金等の取扱いについては、各種団体へのより丁寧な説明や調整は必要であるということ、又、一部事務組合等の取扱いについても、共有財産の取扱、分与について一概に処理していくことは難しいと考えることから、さらに掘り下げて対応してまいりたいと考えている。
- ・合併に伴う各種取扱いに係る経過措置はわかりやすく説明していただきたいという感想を持った。
- ・委員や市民に対してわかりやすくイメージしやすい資料の工夫をしていただきたいと考える。
- ・市民への説明の仕方、伝えるべき内容を精査する必要もある。
- ・補助金、交付金等の取扱いについては、各団体の成り立ち、経緯等も考慮した中で対応すべきと考える。
- ・事務事業の整理をする中で、行財政改革という視点での整理はいつの時点で行うのか見えてこない。

オ 任意協議会 第7回会議の内容について

○任意協議会事務局（企画部企画政策課広域政策係）から次回（第7回会議）の協議内容等について、資料に基づき次の事項について概要説明があった。

■協議事項

【総括的項目】

協議第28号 平成28年度決算について

【合併関係項目】

協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて③

協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて②

協議第25号 慣行の取扱いについて②

- 協議第29号 市の名称について
- 協議第30号 議会議員の定数及び在任等の取扱いについて
- 協議第31号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第32号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第33号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 協議第34号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第35号 都市内分権について
- 協議第36号 新市まちづくり計画について

【中核市関係項目】

- 協議第37号 中核市移行基本計画（案）について

【広域連携関係項目】

- 協議第38号 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について

■報告事項

【総括的項目】

- 報告第17号 市民アンケートの結果について

【合併関係項目】

- 報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）④

<主な質疑・意見等>

- ・市民アンケートの取り方について、誘導した設問になっていないか。
- ・任意協議会第7回会議の進め方の考えについて伺う。

<回答>

- ・総務省統計局からは、統計学上からも現在行っているアンケートサンプル数については、両市の傾向を把握する上では有効であるとの回答であり、設問についても2市協議としては行財政改革が必要であるという認識の下で行っているものである。
- ・提示したすべての議題について行う。なお、新市まちづくり計画等については第7回会議以降も継続して協議を行っていく。

(2) 協議事項

ア 委員会意見の取りまとめについて

(ア) 任意協議会に係るもの

- ・市民アンケートの結果について、情報提供されている資料が不十分の中アンケート結果の取扱いについて不安がある。
- ・市民アンケートの取り方は中立性を重んじ、その結果をどう捉えるか十分気を付ける。
- ・補助金、交付金の取扱い等、市民に影響があるものは慎重に扱うべきである。
- ・新市まちづくり計画、中核市移行計画等の協議は重要と考える。
- ・新市まちづくり計画に関連し、新しい市のイメージはどのようなものなのかということの本調査特別委員会でも議論すべきと考える。

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 5月30日までに、意見等あれば随時伺う。・ 5月30日開催の第7回会議は重要な案件を取り扱うことから、6月以降の調査特別委員会はより一層深い議論の展開をしていくこととする。
メモ

イ 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 第3回会議の協議内容等について

議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 出席報告書

平成29年 5 月 26 日

小田原市議会

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

報告者

委員長 今村 洋一

副委員長 大村 学

委員 井原 義雄

委員 加藤 仁司

小委員会規程第5条第5項の規定により、会議は非公開とされるが、会議概要は公表するものとするため、**第3回会議** の協議内容（概要）について、次のとおり報告いたします。

日 時	平成29年5月12日（金）13時30分から13時58分	
場 所	小田原市役所 4階 第3委員会室	
出席委員	「議会議員の定数及び在任等に関する小委員会規程」第3条第2項に規定の委員（小田原市議会選出議員4名、南足柄市議会選出議員4名）	
事務局	任意協議会事務局（小田原市企画部企画政策課広域政策担当） 任意協議会分科会（小田原市議会事務局・南足柄市議会事務局各分科会担当）	
議 事		結 果
協議事項	1 協議事項 (1) 定数及び在任の特例の適用について (2) 協議会への報告について	(1) について 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に規定する定数特例を適用する。 ただし、定数特例を合併後最初の一般選挙にも適用できるとする同法第8条第4項の規定は適用しない (定数特例を合併時の1回に限り適用する) (2) について 提示報告案のとおり承認
その他	2 その他	政務活動費の取扱いについて意見交換を行った
その他		

委員会意見	
委員会対応	
概 要	次のとおり
開 会 議 事	
1 協議事項	
(1) 定数及び在任の特例の適用について	
【議会議員の定数及び在任等に関する小委員会の取りまとめ】	
・市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項に規定する定数特例を適用する。ただし、定数特例を合併後最初の一般選挙にも適用できるとする同法第8条第4項の規定は適用しない。(定数特例を合併時の1回に限り適用する。)	
(2) 協議会への報告について	
【議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 検討結果報告書(案) 抜粋】	
1 小委員会の所掌事務	
(1) 議会議員の定数に関すること	
(2) 議会議員の定数及び在任の特例の適用に関すること	
(3) 議会議員の報酬に関すること	
2 委員構成	
3 会議の開催経過	
4 検討結果	
(1) 議会議員の定数及び報酬	
①方針案	
・合併後の市の議会の条例定数は、28人とする。	
・合併後の市の議会議員の報酬は、合併時において小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例に定める水準とする。	
②理由	
議会議員の条例定数及び報酬については、任意協議会において、すでに協議済みである常勤特別職の報酬に係る調整結果が、概ね現在の小田原市の水準を適用していることに加えて、県内の同規模自治体の各市議会の状況を参考とした。	
なお、報酬については、行財政改革の観点から合併を機に見直すことが望ましいとする意見のほか、合併時は小田原市の水準を適用しつつも、合併後には改めてこれを検討することが必要であるという意見もあった。	
(2) 議会議員の定数及び在任の特例の取扱い	
①方針案	
・定数及び在任の特例の取扱いについては、在任特例を適用せず、合併時に限り、市町村の合併の特例に関する法律(以下、「特例法」という。)第8条第1項に規定する定数特例を適用することとし、このことに伴い執行される増員選挙においては、同法第8条第2項の規定により、編入される市の区域に選挙区を設けることとする。	

この場合、合併時に現在の南足柄市の区域を選挙区として定数6人の増員選挙が執行され、当該選挙により合併後の市の議員となった者の任期は、合併時における小田原市の議会議員の残任期間となる。

- ・なお、定数特例を適用する場合に、合併後最初に行われる一般選挙においても再度定数特例を適用することができるとする特例法第8条第4項の規定については、これを適用しない。

②理由

合併に伴い、市域が拡大し人口が増加することを踏まえ、合併後の市の議会は、住民の一体感が醸成されるまでの一定期間においては、特に編入される現在の南足柄市域の地域課題や住民の声を十分に把握し、これを適切に行政に反映させることが可能な体制を確保することが必要である。

その上で、合併後の市において期待される議会の役割等を総合的に勘案しつつも、合併に際して議会が率先して行財政改革に取り組むことの必要性に鑑み、特例の適用は必要最小限の範囲に止めるべきである。

よって、両市の議会議員の全員が、合併後に引き続き在任することができるとする在任特例（特例法第9条）は適用せず、特例法第8条第1項の規定に基づく定数特例を合併時に限り適用することが適当とするものである。

2 その他

- ・議会部会の協議案件である政務活動費については、本小委員会の所掌事務ではないが、議会部会としての方向性を示すため、両市議会の状況を伺い、意見交換を行った。

【その他】

※当該報告書は、概要であります。小委員会規程に基づく報告内容とは一致しません。

ウ 都市内分権に関する小委員会 第4回会議の協議内容について

都市内分権に関する小委員会 出席報告書

平成29年 5月26日

小田原市議会

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

報告者

委員 井原 義雄

小委員会規程第5条第5項の規定により、会議は非公開であるが会議概要は公表するものとするため、**第4回会議**の協議内容（概要）について、次のとおり報告いたします。

日 時	平成29年5月18日（木）13時55分から14時40分まで	
場 所	神奈川県小田原合同庁舎 2階 2DE会議室	
出席委員	<p>「都市内分権に関する小委員会規程」第3条第2項に規定の委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石田委員長（南足柄市副市長） ・加部副委員長（小田原市副市長） ・井原委員（小田原市議会）、池田委員（南足柄市議会） ・木村委員、川口委員（小田原市自治会総連合） ・奥津委員、佐藤委員（南足柄市自治会長連絡協議会） ・小野委員（社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会） ・市川委員（小田原市民生委員児童委員協議会） ・森住委員（社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会） ・武井委員（南足柄市民生委員児童委員協議会） ・富樫委員（小田原市青少年健全育成連絡協議会） ・宗像委員（南足柄市PTA連絡協議会 神奈川県PTA連絡協議会） 	
事務局	任意協議会事務局（小田原市企画部企画政策課広域政策係）	
議 題		結 果
	1 協議会への報告（案）について	提示報告案を一部修正の上、承認 修正箇所については、正副委員長 調整とする
	2 その他	特になし
概 要	次のとおり	
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）協議会への報告（案）について</p> <p>【都市内分権に関する小委員会 検討結果報告書（案）抜粋】</p> <p>1 小委員会の所掌事務</p> <p style="padding-left: 20px;">地域審議会、地域自治区及び合併特例区の制度の適用等に関すること</p>		

2 委員構成

3 会議の開催経過

4 検討結果

(1) 方針案

- ・市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の南足柄市の区域に「地域審議会」を設置する。
- ・同条第2項の規定により、合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、合併時まで両市の協議により定める。

(2) 理由

合併に際して、編入される地域における行政との連絡調整や住民の行政参加の機会をいかに担保するかという課題に対し、法制度によらない既存の仕組みは、広く全市的に市政全般に関する市民の意向を把握することに重きを置いて設けられているため、特定の地域の意見を聴取し、市政に反映させるという点では十分とは言えない。そこで、当小委員会では、このような課題の対応策として法により制度化された仕組みの活用を検討すべきであるとした。

法制度上の仕組みには、地域審議会、地域自治区及び合併特例区があるが、「行政と地域との緊密・円滑な連絡調整を保障する」という働きは先行例においても共通して確認されているところであることから、設置・運営コストを最も抑制できる「地域審議会」を設置することが適当であるとした。

なお、地域審議会の構成員の定数、任期、任免、その他の地域審議会の組織及び運営に関する事項については、行政連絡機構として位置づける自治会組織や広報委員制度などの既存の仕組みの合併後のあり方を考慮して協議すべきと考える。

[別紙]

検討経過を添付

<主な質疑・意見等>

- ・報告書(案)「別紙：検討経過」において、『小田原市では既に全地域で制度化された「地域コミュニティ組織」について、南足柄市で導入に向けて動いているものの、制度完成まで相当の年月を要するほか、地域意見の反映に有効な小田原市の「広報委員制度」を、合併時直ちに現在の南足柄市域に導入することは容易ではない。』という表記について、南足柄市においても導入すべきと考えるものについては早めに取り組むことも必要と考えることから、表記方法を修正したい。
- ・報告書(案)「4 検討結果・方針案」に記載の『合併関係市町村の協議により定める事項』の具体的内容がわかるよう、合併特例法第22条の条文を報告書内に掲載すべき。
- ・法制度上の仕組みの設置状況についても、報告書内に掲載すべき。

上記意見等を踏まえ、報告書(案)記載内容の一部修正とともに、その内容について正副委員長調整を行うことで、提示報告書案のとおり承認された。

以上

※当該報告書は、概要であります。小委員会規程に基づく報告内容とは一致しません。